

半田市公共施設CO₂排出削減対策実行計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政機関である半田市が大規模な事業者、エネルギー消費者であることを踏まえ、温室効果ガスの排出量の削減等に関する施策を定める半田市公共施設CO₂排出削減対策実行計画（以下「CO₂削減計画」という。）を策定し、その推進を図るため、半田市公共施設CO₂削減対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) CO₂削減計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) CO₂削減計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、エネルギー管理統括者に報告し、承認を得るものとする。

(エネルギー管理統括者)

第3条 エネルギー管理統括者は、市長をもって充てる。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ市民経済部長及び市民経済部クリーンセンター所長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(リーダー部会の設置)

第7条 第2条に規定する所掌事項に関し、調査及び検討を行うため、委員会の補助機関として、リーダー部会を設置する。

2 リーダー部会は、部会長を市民経済部環境課長とし、部会委員は、別表第2に掲げる課等において、課等長に指名された者をもって充てる。

3 リーダー部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、リーダー部会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及びリーダー部会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びリーダー部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

市民経済部長、総務課長、クリーンセンター所長、幼児保育課長、スポーツ課長、学校教育課長、管理課長
--

別表第2 (第7条関係)

環境課長、総務課、観光課、クリーンセンター、幼児保育課、スポーツ課、学校教育課、生涯学習課、博物館、管理課、下水道課
--